

平成17年11月28日 開会
平成17年11月28日 閉会
(臨時第8回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第85号

平成17年第8回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成17年11月25日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成17年11月28日 午前9時30分

2 場 所 大山町役場議場

----- . ----- . -----
○開会日に応招した議員

近 藤 大 介
吉 原 美智恵
敦 賀 亀 義
川 島 正 寿
秋 田 美喜雄
諸 遊 壤 司
小 原 力 三
二 宮 淳 一
野 口 俊 明
荒 松 廣 志
鹿 島 功

西 尾 寿 博
遠 藤 幸 子
森 田 増 範
岩 井 美保子
尾 古 博 文
足 立 敏 雄
岡 田 聰
椎 木 学
沢 田 正 己
西 山 富三郎

----- . ----- . -----
○応招しなかった議員

なし

第 8 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 1 7 年 1 1 月 2 8 日 (月曜日)

議事日程

平成 1 7 年 1 1 月 2 8 日 午前 9 時 3 3 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 100 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 101 号 平成 17 年度大山町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 5 議案第 102 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 6 議案第 103 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 104 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 105 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 106 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 0 議案第 107 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 1 議案第 108 号 平成 17 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 109 号 平成 17 年度大山町索道事業会計補正予算 (第 2 号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 100 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 101 号 平成 17 年度大山町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 5 議案第 102 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 6 議案第 103 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 104 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 105 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 9 議案第 106 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)

日程第 10 議案第 107 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 11 議案第 108 号 平成 17 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

日程第 12 議案第 109 号 平成 17 年度大山町索道事業会計補正予算 (第 2 号)

出席議員 (20 名)

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
14 番 岡 田 聰	15 番 二 宮 淳 一
16 番 椎 木 学	17 番 野 口 俊 明
18 番 沢 田 正 己	19 番 荒 松 廣 志
20 番 西 山 富 三 郎	21 番 鹿 島 功

欠席議員 (1 名)

13 番 小 原 力 三

事務局出席職員職氏名

局長 ……………小 谷 正 寿 書記 ……………汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………山 口 隆 之 助役……………田 中 祥 二
総務課長 ……………諸 遊 雅 照 福祉保健課長……………松 岡 久 美 子
水道課長……………小 西 正 記

午前 9 時 33 分開会

○局長 (小谷 正寿君) 互礼を行います。一同起立、礼。着席してください。

○議長 (鹿島 功君) おはようございます。ただいまの出席議員は 20 人です。定足数に達しておりますので、平成 17 年第 8 回大山町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、15番二宮 淳一君、16番椎木 学君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間限りに決定いたしました。

日程第3 議案第100号

○議長（鹿島 功君） 日程第3、議案第100号、大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第100号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、さる平成17年8月15日付で、国家公務員の給与等の改定を内容とする人事院勧告が行われ、これに基づき「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」等が平成17年11月7日付で公布されました。

つきましては、これに準じて本町職員の給与を改定したいので、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、本年度の給与改定の基本的事項についてご説明をいたします。

国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難なことから、その時々の経済、雇用情勢等を反映して決定されます民間の給与に準拠して決定をされていますが、本年の官民給与の比較をしたところ、官民給与に逆較差が生じているとの判断のもとに、俸給月額を引き下げ改定が行われましたので、本町の職員の給与につきましても、すべての級の俸給月額を、平成17年4月から平均0.3パーセント引き下げ、12月の期末勤勉手当で調整するものであります。

期末手当・勤勉手当におきましては、民間の支給割合と公務員の年間支給月数を比較した結果、公務員が民間の支給割合を下回ることから、勤勉手当を年間で0.05月分引き上げをいたしております。扶養手当におきましては、配偶者に係る支給月額を、5

00円引き下げいたしております。

次に、本案の改正の内容について、ご説明をいたします。第8条の2では、医療職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当の限度額の改定をいたしております。

第9条第3項では、扶養手当のうち、職員の配偶者に支給する扶養手当の月額を「13,500円」から「13,000円」に改めております。

第20条第2項第1号では、再任用の職員以外の職員に支給する勤勉手当のうち、12月の支給割合を「100分の70」から「100分の75」に、特定幹部職員に支給する勤勉手当の割合を「100分の90」から「100分の95」に改定をいたしますとともに、第20条第2項第2号では、再任用職員に支給する勤勉手当のうち、12月の支給割合を「100分の35」から「100分の40」に、特定幹部職員に支給する勤勉手当の割合を「100分の45」から「100分の50」に改めております。

附則で、この改正条例の施行期日を平成17年12月1日といたしますとともに、「職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等」、「施行日前の異動者の号給等の調整」、「平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置」等を定めております。以上で、議案第100号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第100号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島功君） 起立多数です。したがって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第101号

○議長（鹿島功君） 日程第4、議案第101号 平成17年度大山町一般会計補正予算（第4号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第101号 平成17年度大山町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成17年8月の人事院勧告に基づく制度改正及び決算見込みにより、職員給与費の予算補正を行うものであります。この大山町一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,237万3,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ103億2,517万5,000円といたしております。

次に、この補正予算の内容について、ご説明を申し上げます。

歳入では、第75款繰入金第10項基金繰入金第5目財政調整基金繰入金2,237万3,000円を減額し調整をいたしております。

歳出では、先ほど「大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由でご説明いたしましたように、官民給与の較差是正をするため、国家公務員給与の引き下げ、期末・勤勉手当の支給率の引き上げ、配偶者に係る扶養手当の額の引き下げを内容とする人事院給与勧告が行われたことにもない、大山町におきましても、これに準拠し、給料、勤勉手当、扶養手当等の職員給与費の調整を図るものであります。

給与改定の状況につきましては、給与費明細書に記載のとおりであります。給与改定分として、12月から3月分の職員給料62万8,000円を減額いたしております。職員手当では、勤勉手当の0.05月分の増額と4月から11月分の職員給料の減額を調整し、期末・勤勉手当を90万2,000円増額いたしております。

そのほか、第15款民生費第5項社会福祉費第1目社会福祉総務費では、人件費等に係る国保事業特別会計（事業勘定）への繰出金59万1,000円の増額を、第15款民生費第5項社会福祉費第3目老人福祉費では、介護保険事業特別会計（保険事業勘定）への繰出金43万4,000円の減額を、第30款農林水産業費第5項農業費第5目農地費では、農業集落排水事業特別会計繰出金61万4,000円の減額をそれぞれいたしますとともに、広く各款にわたり、決算見込みによる人件費の調整を行っております。以上で議案第101号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第101号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島功君） 起立多数です。したがって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第102号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第102号 平成17年度大山町国民健康保険特

別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第102号 平成17年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく制度改正及び決算見込みにより、職員給与費及び共済費の予算補正を行うものであります。大山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億201万5,000円といたしております。

次に、この補正予算の内容について、ご説明を申し上げます。

歳入では、第45款繰入金第5項一般会計繰入金第1目一般会計繰入金59万1,000円を増額をし調整をいたしております。

歳出では、第5款総務費第5項総務管理費第1目一般管理費59万1,000円を増額は、給料1万2,000円の減額、職員手当59万3,000円を増額、共済費1万円の増額によるものであります。

給与改定等の状況につきましては、給与費明細書に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で議案第102号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第102号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島功君） 起立多数です。したがって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第103号

○議長（鹿島功君） 日程第6、議案第103号 平成17年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第103号 平成17年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を

申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく制度改正及び決算見込みにより、職員給与費及び共済費の予算補正を行うものであります。

大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億8,150万8,000円といたしております。

次に、この補正予算の内容について、ご説明を申し上げます。歳入では、第30款繰越金第5項繰越金第1目繰越金32万2,000円を増額し調整をいたしております。

歳出では、第5款総務費第5項施設管理費第1目一般管理費32万2,000円の増額は、給料6万6,000円の増額、職員手当34万6,000円の増額、共済費9万円の減額によるものであります。給与改定等の状況につきましては、給与費明細書に記載をいたしておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で議案第103号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第103号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島功君） 起立多数です。したがって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第104号

○議長（鹿島 功君） 日程第7、議案第104号 平成17年度大山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第104号 平成17年度大山町介護保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく制度改正及び決算見込みにより、職員給与費及び共済費の予算補正を行うものであります。

大山町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億6,934万5,000円といたしております。

次に、この補正予算の内容について、ご説明申し上げます。

歳入では、第30款繰入金第5項一般会計繰入金第1目一般会計繰入金43万4,000円を減額し調整をいたしております。

歳出では、第5款総務費第5項総務管理費第1目一般管理費43万4,000円の減額は、給料1万2,000円の減額、職員手当22万5,000円の減額、共済費19万7,000円の減額によるものであります。

給与改定等の状況につきましては、給与費明細書に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で議案第104号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第104号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島功君） 起立多数です。したがって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第105号

○議長（鹿島 功君） 日程第8、議案第105号 平成17年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第105号 平成17年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく制度改正及び決算見込みにより、職員給与費及び共済費の予算補正を行うものであります。

大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億473万2,000円といたしております。

次に、この補正予算の内容について、ご説明を申し上げます。

歳入では、第25款繰入金第5項他会計繰入金第1目一般会計繰入金61万4,000

0円を減額し調整をいたしております。

歳出では、第5款事業費第5項総務管理費第1目一般管理費61万4,000円の減額は、給料1万2,000円の減額、職員手当43万6,000円の減額、共済費16万6,000円の減額によるものであります。給与改定等の状況につきましては、給与費明細書に記載いたしておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で議案第105号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第105号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島功君） 起立多数です。したがって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第106号

○議長（鹿島 功君） 日程第9、議案第106号 平成17年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第106号 平成17年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく制度改正及び決算見込みにより、職員給与費及び共済費の予算補正を行うものであります。大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億8,843万4,000円といたしております。

次に、この補正予算の内容について、ご説明を申し上げます。

歳入では、第10款使用料及び手数料第5項使用料第1目公共下水道使用料33万7,000円の増額と、第25款繰越金第5項繰越金第1目繰越金6万8,000円を増額いたしております。

歳出では、第5款事業費第5項総務管理費第1目一般管理費65万円の減額は、時間

外勤務手当、管理職員特別勤務手当など、職員手当の減額であります。

第10項公共下水道事業費第2目公共下水道施設整備費105万5,000円の増額は、給料1万9,000円の減額、職員手当105万8,000円の増額、共済費1万6,000円の増額によるものであります。給与改定等の状況につきましては、給与費明細書に記載いたしておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で議案第106号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第106号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島功君） 起立多数です。したがって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第107号

○議長（鹿島功君） 日程第10、議案第107号 平成17年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第107号 平成17年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、人事院勧告に基づく制度改正及び決算見込みにより、職員給与費及び共済費の予算補正を行うものであります。

大山町温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,164万8,000円といたしております。

次に、この補正予算の内容について、ご説明を申し上げます。

歳入では、第15款諸収入第10項雑入第1目雑入1万5,000円を増額し調整をいたしております。

歳出では、第5款温泉館費第5項温泉館運営費第1目温泉館運営費1万5,000円の増額は、給料3,000円の減額、職員手当1万5,000円の増額、共済費3,000円の増額によるものであります。

給与改定等の状況につきましては、給与費明細書に記載いたしておりますので、ご覧

いただきますようお願いいたします。

以上で議案第107号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第107号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島功君） 起立多数です。したがって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第108号

○議長（鹿島 功君） 日程第11、議案第108号 平成17年度大山町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第108号 大山町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の支出を補正するもので、水道事業費を15万円減額するものであります。水道事業費の目2配水及び給水費及び目4総係費の給与は、今回の給与改定により減額をいたしております。また手当につきましては、決算見込みによりそれぞれ調整をいたしております。

以上で議案第108号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第108号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島功君） 起立多数です。したがって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 0 9 号

○議長（鹿島功君） 日程第 1 2、議案第 1 0 9 号 平成 1 7 年度大山町索道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第 1 0 9 号 平成 1 7 年度大山町索道事業特別会計補正予算(第 2 号)について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく制度改正及び決算見込みにより、職員給与費の予算補正を行うものであります。

内容は、第 1 款索道事業費用、第 1 項営業費用、第 4 目一般管理費の給料を 5, 0 0 0 円の減額、手当を 2 万 1, 0 0 0 円増額で、計 1 万 6, 0 0 0 円の増額であります。

なお、これに伴う歳入の補正はございません。

以上で議案第 1 0 9 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 1 0 9 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島功君） 起立多数です。したがって、議案第 1 0 9 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島功君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成 1 7 年第 8 回大山町議会臨時会を閉会いたします。

○ 局長（小谷正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前 1 0 時 4 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員